



# Nevada Kanko Service

3027 E Sunset Rd Ste #203

Las Vegas, NV 89120

Tel (702) 731-5403 Fax (702) 731-5413

Email: [toiawase\\_us@nevakan.com](mailto:toiawase_us@nevakan.com)

Website: <https://lasvegas2grandcanyon.com/>

## アメリカ国立公園 入場料改定

### 「非居住者料金 (Nonresident Fee)」導入に関する重要なお知らせ

2026年2月6日更新

平素より弊社ツアーをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、トランプ大統領による大統領令に基づく政府方針として、米国内務省 (Department of the Interior) より公式発表があり、2026年1月1日以降、アメリカ国内の一部国立公園において、アメリカ非居住者 (海外からの訪問者) を対象とした「非居住者料金 (Nonresident Fee)」が新たに導入されることが正式に決定されました。

本制度は、アメリカ国内で税金を納めている居住者と海外からの観光客が同一の入園料であることについて公平性の観点から見直しを行うという政府の考え方に基づくものであり、非居住者から徴収される追加料金 (\$100) は、各国立公園内における道路・施設等のインフラ整備や保全活動に充当されると説明されております。

#### 1. 非居住者料金 (Nonresident Fee) について

2026年1月1日より、16歳以上の外国人観光客 (米国市民および米国居住者を除く) の方は、通常の入園料とは別途、**入園ごとにお一人様 \$100 の非居住者料金**が必要となります。

ツアー行程に含まれ、当該料金が適用される主な国立公園は以下の通りです。

- グランドキャニオン国立公園
- ブライスカニオン国立公園
- ザイオン国立公園

#### 2. アメリカ非居住者のお客様 (日本またはアメリカ以外の国にお住まいのお客様)

2026年1月1日以降に上記国立公園へご入園される場合、**16歳以上のお客様を対象に、「\$100 x 1名 x 3公園 = \$300」を現地にて別途お支払いいただく形**となりました。

なお、10月15日発までを対象に、**同一ツアー内で対象となる国立公園を2カ所以上訪問される場合には、非居住者料金の一部につきまして、弊社にて負担(おひとり \$150)させていただきます**。本対応は、複数の国立公園をご訪問されるお客様への配慮として、弊社独自の判断に基づき実施しております。

## お支払い方法

- 現金
- クレジットカード（※別途 5%の手数料が発生いたします）

\* クレジットカードをご利用の場合、手数料がかかるため、現金でのお支払いを推奨しております

## 【NEW】 Non-Resident Annual Pass (非居住者年間パス) に関して

アメリカの国立公園では、**米国非居住者（外国人観光客）向けの年間パス**が新たに販売開始となりました。対象となるツアーでは、本パスをご利用いただくことで、**現地で国立公園の「非居住者料金」のお支払いが不要**となります。そのため、ツアーご参加の場合は、**年間パスの事前購入**をお願いいたします。

年間パスの購入方法および手続きの詳細につきましては、ツアーお申し込み後にあらためてご案内させていただきます。

## 3. 米国居住者のお客様

**米国居住者の方につきましては、「非居住者料金」は適用対象外**となります。

ただし、入園時に国立公園管理局職員（パークレンジャー）より、居住資格を証明する書類の提示を求められる場合がございます。

下記のいずれかを、**必ず原本にてご持参ください（コピー不可）**

- アメリカ合衆国パスポート
- 州発行の運転免許証や ID カード
- 永住権保持者カード（グリーンカード）

**\* 最終的な判断は、入園時の国立公園レンジャーによって行われます。**

## 【ご注意】

有効なビザ（学生・就労ビザ等）は、「入国資格」を示すものであり、現在アメリカに居住していることを証明する書類ではございません。そのため、ビザのみでは米国居住者として認められない場合がございます。

在米の方であっても、当日、居住資格を証明できる書類の原本をご提示いただけない場合は、米国非居住者（Non-resident）として扱われ、追加料金が発生する可能性がございます。

該当されるお客様は、必ず必要書類の原本をご持参くださいますようお願いいたします。

本制度は、アメリカ政府および国立公園当局による正式な制度改定に基づくものであり、旅行会社やツアー事業者による免除・減額措置は認められておりません。

お客様にはご負担をおかけすることとなり誠に心苦しい限りではございますが、制度の趣旨をご理解のうえ、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点やご質問等がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせくださいませ。  
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

ネバダ観光サービス